

「主な取組」検証票

施策展開	3-(13)-ア	早期の事業着手に向けた取組		
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組			
(施策の小項目)	—			
主な取組	跡地利用を推進するための公有地の拡大	実施計画 記載頁	337	
対応する 主な課題	<p>○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。</p> <p>(補足)</p> <p>○返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であり、跡地開発では必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。</p>			

1 取組の概要(Plan)

取組内容	跡地利用を推進するための公有地の拡大(普天間飛行場の跡地利用に必要な道路用地等の確保)を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	土地の取得(返還までに必要な土地の確保を目指す)					→	県・市
	担当部課 企画部 企画調整課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
特定駐留軍用地内土地取得事業	1,455,265	1,451,885	特定駐留軍用地内(普天間飛行場)の土地取得を行った。	一括交付金(ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
土地の取得			30,000㎡	32,175.75 ㎡
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	公有地の拡大のため、普天間飛行場内における土地53筆、32,175.75㎡を取得したことにより、地権者数の増加が抑制され、円滑な地権者の合意形成に資することから、返還後の早期の事業着手に繋げることができる。			

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
特定駐留軍用地内土地取得事業	1,452,840	特定駐留軍用地内(普天間飛行場)の道路用地として必要な土地(約30,000㎡、申し出のため筆数未定)を取得する。【基金事業】	一括交付金(ソフト)

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

宜野湾市や同市地主会からの要望を踏まえ、県が関係市町村とともに現在買取り対象外である100㎡未満の土地も買取り対象とできるよう要望した結果、平成27年3月末に跡地利用推進法の一部が改正され、100㎡未満の土地も市町村規則等に定めることにより買い取ることが可能となった。
申出等がなされた土地について、早期に登記簿等からの情報を確認し、地権者との個別相談を実施することなどにより、早期に契約することができた。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
普天間飛行場内の土地取得実績	31,513.14㎡ (25年)	32,175.75㎡ (26年)	—	→	—

状況説明

平成25年6月11日に、跡地利用推進法第13条第1項に基づく特定事業の見通しを公表し、普天間飛行場の土地取得を開始した。特定事業の見通しで将来の道路用地として必要とされる171,500㎡の土地を取得するために引き続き先行取得に取り組み、地権者の方々からの土地の買取希望の申出等により、平成26年度も前年度と同等の土地を取得することができた。
また、平成27年3月末に跡地利用推進法の一部が改正されたことにより、これまで買取り対象外の100㎡未満の土地も買い取ることが可能となったため、同改正法を活用し、返還後の駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進する。

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・平成27年3月末に跡地利用推進法施行令の一部改正が行われ、市町村規則等により100㎡未満の土地も買取り対象とすることが可能となったため、より多くの公有地を確保するために、関係市町村と連携して取り組むことが重要。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・100㎡未満の土地を買取るために、早期の市町村規則等の改正が必要なことから、市町村へ規則等改正を実施するよう促す必要がある。
・土地の買取り協議を円滑に行うため、早い段階から買取り対象となる土地についての権利関係等の情報を把握することが重要である。

4 取組の改善案(Action)

・早期に市町村規則等の改正を実現させることで、100㎡未満の特定駐留軍用地内の土地を買取り対象とし、地権者への周知を図り、より多くの地権者から土地の買取を実施する。
・昨年度に引き続き、事前の登記簿等からの情報確認を徹底し、地権者の個別相談において丁寧に説明し、土地売買契約が円滑に締結できるよう取り組む。

「主な取組」検証票

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組		
(施策の小項目)	—		
主な取組	普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の促進を図るため、跡地利用計画の策定に向けた調査 ・大規模駐留軍用地跡地利用推進費 ・駐留軍用地跡地利転用促進事業費	実施計画 記載頁	337
対応する 主な課題	○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。 ○また、跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。 ○平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、国及び関係市町村と密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組む。 (補足) 返還が予定されている駐留軍用地跡地の利用にあたっては、各跡地の利用計画を総合的にマネジメントし、効率的に整備することが重要であり、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点から役割を連携・分担した跡地利用の方向性を示し沖縄全体の発展につなげる必要がある。		

1 取組の概要(Plan)

取組内容	駐留軍用地の円滑な跡地利用の促進を図るため、返還前の早い段階での跡地利用計画の策定等に向けた調査・検討を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	駐留軍用地の跡地利用の促進を図るため、跡地利用計画の策定に向けた調査					→	県・市
担当部課	企画部企画調整課						

2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
大規模駐留軍用地跡地利用推進費等	72,863	68,145	跡地利用計画の策定に向けた下記調査・検討業務を行った。 ①普天間飛行場跡地利用計画策定調査 ②中南部都市圏駐留軍用地跡地周辺整備検討調査 ③沖縄県中南部都市圏緑地計画基礎調査 ④沖縄県駐留軍用地跡地スマートシティ検討業務 ⑤普天間飛行場跡地広域緑地((仮称)普天間公園等)検討調査業務(単独)	一括交付金(ソフト)

様式1(主な取組)

活動指標名	計画値	実績値
—	—	—
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果	
順調	<p>普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた行程計画に基づき、跡地利用計画内容の具体化が図られた。</p> <p>駐留軍用地跡地利用について県民等の機運の醸成を図るための取組を行ったことで、早期の跡地利用計画の策定等、今後の円滑な跡地利用の推進に繋がった。</p>	

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
大規模駐留軍用地跡地利用推進費等	50,845	<p>跡地利用計画の策定に向けた下記調査・検討業務を行う。</p> <p>①普天間飛行場跡地利用計画策定調査</p> <p>②沖縄県中南部都市圏駐留軍用地跡地整備計画策定検討調査</p> <p>③沖縄県中南部都市圏緑地計画案作成検討業務</p> <p>④普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務(単独)</p>	一括交付金(ソフト)

(3) これまでの改善案の反映状況

<p>早期に跡地利用計画策定等を行うため、文化財や自然環境等の文献及び現況調査により、計画内容の具体化を図るとともに、沖縄県駐留軍用地跡地利用促進連絡協議会幹事会の活用や、跡地政策調整班(マトリックス組織)の設置により、全庁的な取組みとして相互連携を強化した。</p> <p>また、県民、地権者等の跡地利用への機運醸成に向けて、プロモーションビデオ等を作成した。</p>

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

状況説明	<p>24年度は、普天間飛行場の跡地利用に係る、それまでの取組みの成果を踏まえ、計画策定の中間的段階として、計画づくりの方針、空間構成の方針等を示した「全体計画の中間とりまとめ」を策定した。</p> <p>25年度は、中間とりまとめをもとに、県民、地権者等の意向把握を行うとともに、跡地利用計画の策定に向けて、計画内容を具体化するための取組み内容及び手順を示した「行程計画」を策定した。</p> <p>26年度は、行程計画に基づき、文化財、自然環境等の文献及び現況調査を実施し、計画内容の具体化を図った。</p> <p>上記、跡地利用計画策定等に向けた調査・検討の実施によって、跡地利用計画内容の具体化に繋げるという成果目標は達成しており、沖縄21世紀ビジョンにおける基本施策の推進に寄与している。</p> <p>県民、地権者等に向けて、県民フォーラムやプロモーションビデオ等で情報発信を行い、跡地利用についての機運醸成を図ることにより、返還後の駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用のための課題解決に繋げていく。</p>
------	---

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

①普天間飛行場等の跡地利用計画策定等に向けては、行程計画に基づく取組を着実に推進する必要があり、計画内容の具体化を図るため、文化財や自然環境等の文献及び現況調査の実施や国、県関係部局及び宜野湾市との連携が重要となる。

②計画を策定するにあたっては、県民、地権者等の意向を踏まえた検討を行い、合意形成を図る必要がある。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

(1)-①について

計画内容の具体化を図るためには、文献及び現況調査を継続する必要がある。
また、国及び宜野湾市と引き続き連携していくとともに、県関係部局において所管する事業を跡地利用計画へ反映させるため、部局間で相互連携し、推進体制を強化する必要がある。

(1)-②について

地権者等の合意形成や県民の跡地利用への機運醸成に向けて、将来のまちづくりについて具体的なイメージができるよう、わかりやすく伝える必要がある。

4 取組の改善案(Action)

3-(1)-①について

早期に跡地利用計画策定等を行うため、継続した文献及び現況調査により、計画内容の具体化を図る。また、沖縄県軍用地跡地利用推進連絡協議会(副知事及び関係部局長で構成)や跡地政策調整班(マトリックス組織)を活用し、全庁的な取組を強化する。

3-(1)-②について

跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ等を充実させ、県民、地権者等へ情報発信することにより、県民全体の跡地利用への参画に向けた機運醸成を図る。